

日本地球掘削科学コンソーシアム役員選挙規則（案）

第1条 日本地球掘削科学コンソーシアム規約第14条及び第15条に定める役員を選出は、本規則により行う。

第2条 会長、部会長、理事及び監事は、原則として正会員の無記名投票による選挙によって選出する。ただし、以下の各号に掲げる場合は、会員総会での議決をもって選挙に代えることができる。

- (1) 立候補受付期間中に候補者が定数に満たなかった場合
- (2) 役員が任期中に退任し、その後任者を選出する場合
- (3) 選挙に対する異議申し立てが行われ、かつ当該案件が解決されず、再選出が必要となった場合
- (4) 上記の他、役員を選出に緊急を要すると理事会において認められた場合

第3条 選挙にあたっては、下記のとおり選挙管理委員会を設ける。

- (1) 選挙管理委員は、J-DESC 会長、IODP 部会長、ICDP 部会長が相談のうえ正会員団体所属者の中から4名を選任し、理事会の承認を得るものとする。また、委員長は委員の互選で選ぶものとする。
- (2) 選挙管理委員に候補者が出た場合は、委員を交代することとする。
- (3) 選挙管理委員会の任期は、役員選挙が終了し、その結果について会員総会に報告するまでとする。
- (4) 本規則に定めのない事態が起きた場合は、理事会にて対応案を策定し、会員総会にて議決する。

第4条 開票は、下記のとおり開票立会人を置く。

- (1) 開票立会人は、正会員団体所属者のうち役員、役員候補者及び選挙管理委員を除いた者の中から2名を選挙管理委員会が選任する。
- (2) 開票立会人は、選挙管理委員会の行う開票作業に、終始1名以上が立ち会い、開票及び票の効力判定を注意深く見守り、疑義が生じたときは、ただちに選挙管理委員会に申し出て、疑義の解消をはかる。
- (3) 開票立会人は、自ら開票作業を行わないこととする。

第5条 選挙の方法は下記のとおりとする。

- (1) 選挙の方法は、正会員による無記名投票により行う。無記名投票は、所定の投票用紙と封筒を用い、定められた期間内に、郵送により行う。

- (2) 投票権は、正会員 1 団体につき 1 個とし、立候補受け付け開始日の前日までに、正会員として入会が認められ、その旨登録された団体が有する。
- (3) 候補者数が定数を超えない場合には、無投票当選とする。
- (4) 理事選挙において可能な場合は必ず最大定数である 11 名の当選者を決めることとする。
- (5) 最大定数を超えて同数得票者が発生した場合は、当選者が少ないジェンダーの候補者、生年の若い候補者、上位当選者に同一機関所属者がいない候補者の順に選出し、これら全て同じ条件だった場合はくじ引きにより、選出する。
- (6) 同一の会員団体からの当選者は最大 2 人までとする
- (7) 同一の会員団体からの当選者の 2 人目と 3 人目が同数票だった場合は、第 5 条 (5) の定めに準ずることとする。

第 6 条 選挙の告示の際は、選挙管理委員会において、委員就任後速やかに、選挙スケジュール、その他必要事項を定めた選挙実施概要を作成し、立候補受け付け開始日までに、J-DESC のウェブサイトを通じて、正会員に告示する。

第 7 条 立候補の受付及び開示は、以下の手順により行う。

- (1) 役員候補者は正会員団体所属者とし、自薦又は本人の承諾を得た他薦による立候補とする。
- (2) 自薦による立候補は、1) 候補者氏名、2) 候補者所属先、3) 立候補の抱負を記した書面を、期日までに選挙管理委員会に提出する。
- (3) 他薦による立候補は、1) 候補者氏名、2) 候補者所属先、3) 推薦者氏名、4) 推薦者所属先、5) 推薦文を記した書面に、候補者本人の承諾書を添えて、期日までに選挙管理委員会に提出する。
- (4) 立候補の受付期間は 1 か月以上設けるものとする。
- (5) 選挙管理委員会は、立候補の受付期間終了後速やかに立候補者名簿を作成し、投票の有無を確定する。
- (6) 立候補者名簿及び参考資料は投票用紙と共に正会員に送付し、また、J-DESC のウェブサイトにおいて開示する。

第 8 条 開票及び結果の開示は、以下の手順により行う。

- (1) 選挙管理委員会は投票期間終了後、開票立会人の立ち会いのもとで速やかに開票を行い、当選者を決定する。
- (2) 開票の結果は、立候補者に通知すると共に、ウェブサイトにおいても速やかに開示する。

第 9 条 選挙管理委員会は、開票結果をウェブサイトにおいて開示した日から 1 週間以上、会員からの異議申し立てを受け付ける期間を設けるものとする。

2 異議申し立てが行われた場合、選挙管理委員会はその内容を確認、調査し、申立人との間で解決を図る。解決されない場合は、当該案件を会員総会（電子メールその他の電磁的方法を含む）に付議し、総会の決議に従うものとする。

第 10 条 選挙管理委員会は、異議申し立て受付期間の後、開票の結果及び異議申し立てに関する調査結果を含む選挙報告書を作成し、会員総会に報告するものとする。なお、この際の報告は、電子メールその他の電磁的方法により行い、臨時総会の開催に代えることができる。

第 11 条 役員の着任日は、選挙報告書が会員総会に報告された日とする。

第 12 条 本規則の変更については、理事会にて変更案を決定し、会員総会で承認されることにより、有効となる。

附則

（施行）

1 この規則は、令和元年 5 月 26 日より施行する。